

平成28年第6回教育委員会定例会
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年3月31日(木) 午後2時7分から午後3時57分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

- 第16号議案 区長の権限に属する事務の補助執行の廃止についての協議について
- 第17号議案 東京都台東区青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則
- 第18号議案 東京都台東区教育委員会の所掌にかかる予算に関する規則の一部を改正する規則
- 第19号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第20号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第21号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

- 第 2 2 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 2 3 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 2 4 号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 5 号議案 東京都台東区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 第 2 6 号議案 東京都台東区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程
- 第 2 7 号議案 東京都台東区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程
- 第 2 8 号議案 東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 第 2 9 号議案 旅館業営業許可(浅草1丁目)に関する教育委員会の意見聴取について
- 第 3 0 号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第 2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医に対する感謝状の贈呈について

(2) 生涯学習課

イ 台東区民合唱団が実施する事業に対する後援について

ウ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱について

エ 平成 2 8 ・ 2 9 年度台東区社会教育委員候補者名簿の提出について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成 2 8 年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

ウ 後援名義の使用について

(2) 児童保育課

エ 行政不服審査法等の改正に伴う区規則の改正について

オ こどもクラブの定員拡大について

(3) 指導課

カ 平成 2 8 年 4 月 1 日付教職員異動状況について

3 その他

午後2時7分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

〈日程第1 議案審議〉

第16号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに第16号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第16号議案、区長の権限に属する事務の補助執行の廃止についての協議について、ご説明申し上げます

本議案は地方自治法に基づき、区長部局より区長の権限に属する事務の補助執行の廃止について、教育委員会に対して協議がございましたのでご協議をお願いするものでございます。

恐れ入ります。議案の後ろのほうについております、新旧対照表をご覧ください。

第2条についてでございますが、来年度より組織改正が行われ、青少年・スポーツ課がスポーツ振興課になることに伴いまして、これまで所管をしていた青少年問題協議会及び奨学資金等について、区長部局に移管することになりました。

したがって、教育委員会が所管しておりました本事業について補助執行を廃止するものでございます。その関係で第2条を削除いたします。

続きまして、第3条についてでございます。

第3条につきましては、第2条の事案の専決について規定しているものでございます。第2条を削除することに伴いまして、第3条も関連して削除いたします。

恐れ入りますが、議案の裏面をご覧ください。

以上のことから、本委員会といたしましては、本件については同意をするという回答をいたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。第16号議案については、原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第17号議案

○垣内委員長 次に、第17号議案を議題といたします。

青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、第17号議案、東京都台東区青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、当該規則を廃止するためご協議をお願いするものでございます。

先ほど庶務課長からも説明がありましたように、今回の組織改正に伴い青少年委員の設置につきましては、来年度より区長部局に所管が移りますので、教育委員会規則で規定していた本規則を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 青少年委員につきましては、これまで教育委員会が所管をしておりましたが、青少年委員協議会というものもございます。その青少年委員協議会が行っているいろいろな事業なども、教育委員会が主体となって関わっていた部分がありましたので、青少年委員協議会が区長部局に移るということについて、不安の声とか、あるいはこのことについて、つつがなく了解をもらっているとか、その辺はどうなっていますか。

○青少年・スポーツ課長 青少年委員の方々に構成をしております青少年委員協議会というものがございます。青少年委員協議会の事業といたしましては、小学生対象の親子不思議発見塾、また中学生対象の中学生サミットなどの自主事業も行っているところでございます。

それに関しましては、教育委員会ということで事務局はもとより、各学校にご協力をいただいで今まで進めてまいりましたが、今後も本事業に関しましては非常に意義が深いものであると所管としても青少年委員協議会のほうとしても考えているところでございますので、今後、区長部局の所管にはなりますけれども、教育委員会と協力をしながら継続して進めていきたいと考えているところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

それではこれより採決いたします。第17号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第18号議案、第19号議案、第20号議案、第25号議案、第28号議案

○垣内委員長 次に、第18号議案を議題といたします。

なお、関連する第19号議案、第20号議案、第25号議案、及び第28号議案についても一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、一括してご説明をさせていただきます。

まず、第18号議案、東京都台東区教育委員会の所掌にかかる予算に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第2条についてでございますが、今回の組織改正に伴いまして、生涯学習推進担当部長が廃止となりましたので、担当部長の文言を削除いたします。

恐れ入ります。下の別表をご覧ください。

専決者の区分に次長及び担当部長とございますが、同様の理由で「及び担当部長」の文言を削除いたします。

この規則の施行日は、平成28年4月1日でございます。

なお、ほかの規則につきましても、同様でございますので、ほかの議案の施行日につきましては同様ということで割愛をさせていただきます。

18号議案についてのご説明は以上でございます。

続きまして、第19号議案、東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては第18号議案と同様でございます。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。

まず、別表第1をご覧ください。生涯学習推進担当部長職の廃止に伴いまして、6の2の2、生涯学習推進担当部長印の規定を削除いたします。

次に、別表第2をご覧ください。7の2の2、生涯学習推進担当部長印の印影を削除いたします。

第19号議案についてのご説明は以上でございます。

続きまして、第20号議案、東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する

規則について、ご説明を申し上げます。

提案理由は18号議案、19号議案と同様でございます。

恐れ入ります。新旧対照表のほうをご覧ください。

まず、第1条をご覧ください。今回の組織改正によりまして、生涯学習推進担当部長職の廃止、及び青少年・スポーツ課の課名をスポーツ振興課にいたしますので、生涯学習推進担当部長を削除し、青少年・スポーツ課をスポーツ振興課に改めます。

続きまして、第2条をご覧ください。同様の理由によりまして、青少年・スポーツ課をスポーツ振興課に改めるものでございます。

続きまして、第9条をご覧ください。同様の理由で、担当部長の文言を削除いたします。

続きまして、第10条でございます。児童保育課の第7号の規定についてでございますが、これまでは放課後児童健全育成事業ということで、こどもクラブについて規定をしておりましたけれども、今後は放課後広場なども同課で行いますので、「児童の放課後対策」と改めます。

次に、裏面をご覧ください。生涯学習推進担当の規定を削除いたします。

次に、青少年・スポーツ課をスポーツ振興課に改めます。また、第1号から第6号までの規定につきましては、今回の組織改正に伴いまして、区長部局に移管されますので削除いたしまして、第7号から第13号までを第1号から第7号に繰り上げるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、第25号議案につきましては、この後、中央図書館長から説明がございしますので、先に第28号議案、東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。第28号議案の新旧対照表をご覧ください。

第3条をご覧ください。第4号の担当部長などの文言を削除いたします。

次に、担当部長の専決事案について規程をしております、第4条の2を削除いたします。

次に、第8条をご覧ください。担当部長などの文言を削除いたします。

私からのご説明は以上でございます。

○垣内委員長 次に、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 続きまして、私から第25号議案、東京都台東区立図書館処務規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。

第5条でございます。「生涯学習推進担当部長（以下「担当部長」という）」の文言を「教育委員会事務局次長」に改めます。

次に、第8条及び第9条をご覧ください。「担当部長」を「教育委員会事務局次長」に改めます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 20号議案の新旧対照表の第10条で、放課後児童健全育成事業が放課後対策に変わっています。これは説明がありましたけれども、この健全育成事業という言葉を変えた経緯、考え方について説明をしてください。

○児童保育課長 放課後健全育成事業につきましては、児童福祉法第6条に定める事業名でございますので、この部分を放課後対策の中に含めて、子ども教室、それとそれ以外の放課後に関わるさまざまな部分につきましても、あわせてということを考えてございます。また、そういった形で考えておりますので、含むと、包括するものという形の文言の置き換えをさせていただきました。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

○樋口委員 20号議案の児童の放課後の対策に関することなのですが、これはどのくらいの範囲を考えていますか。例えば、勉強の補助なのか、例えば家庭におけるあり方を考えるのか、それともさらに広げて貧困の問題についてまで考えているのか。どこまで範囲を設定されているのでしょうか。

○児童保育課長 現在、児童保育課で所管をしております児童館、こどもクラブといったものに加えまして、今回、これまで青少年・スポーツ課が所管をしておりました、生活子ども会ですとか、子ども教室といったものを児童保育課がこれから所管をしていくということで、現在は整理をしております。

新たに社会的な課題として言われております、子どもの貧困に係る対策、子どもの居場所づくりといった部分につきましては、現在、庁内でも例えば生活保護を支給している保護課、教育委員会では指導課、区民部のほうでは、これから組織名が変わる子育て・若者支援課という形になりますが、こうした各所管と協議をして最終的な所管や、行動範囲というのが決まっていくのかなと思っておりまして、現在具体的なそれぞれの所管する範囲といいたいまいしょうか、役割というものは明確にはまだ決まっていない状況でございます。

○垣内委員長 2点あります。1点目は、今の放課後対策についてですが、児童健全育成に関しては児童福祉法に含まれる事業、名称であるということで、割とはっきりと守備範囲が決まっているかと思いますが、この放課後対策というのは特に法律上の用語でもなさそうですが、いろいろ通達とか、通知とか、あるいは何らかの報告とか、そういったガイドラインみたいなものはあるものなんでしょうか。それとも特にはなくて、幅広く決めているものなのかというところが1点。

2点目は組織体制、組織の改編ですのでいろいろな要素があるかと思いますが、担当部長が廃止されて、次長やほかの課長の職務を割り振ると思いますが、このあたりは特に支障なくスムーズにいくものなんでしょうか。スムーズにいくと思って、このような改正をされているとは思いますが、どのように整理をされているのか、大まかにご紹介いただければというのが2点目です。

○青少年・スポーツ課長 まず1点目の、放課後対策に含まれる健全育成以外の部分につ

きましては、今まで青少年・スポーツ課で担当しておりましたが、こちらは主に文部科学省が所管をしております、児童・生徒の放課後の居場所づくりということで、放課後子ども教室という事業を文部科学省のほうでは全国で進めたいと考えていて、今、事業を推進しているところでございます。その事業を主に放課後の居場所づくりということで、青少年・スポーツ課のほうでは、今まで千束小学校で放課後子ども教室、また、全校で生活指導子ども会というPTAの生活指導子ども会という組織にお願いする形で居場所づくり事業を進めてまいりました。今年4月から石浜小学校で新たな放課後子ども教室のモデルも実施いたします。

また、今までの放課後の居場所づくりからさらに進めていくためには、今までの子ども教室と、こどもクラブや児童館との関わりについて、さらに連携を密にしていかなければいけないということで、今回一つの所管で放課後対策を広く進めていったほうが、今後進めていきやすいのではないかとということで、このような形にさせていただいたという経緯がございます。ですから、放課後子ども教室のモデル自体は文部科学省で示しているものがございまして、そちらの趣旨に沿うような形で事業を進めていく形になると考えているところでございます。

また、2点目のほうの引き継ぎのことに关しましても、今回新たに児童保育課の中に放課後担当という課長級のところでできますので、今、準備進めている石浜小学校だけではなく、生活指導やそのほかのことについても緊密に連携し、今後は所管が区長部局に移りますけれども、スムーズな利用や学校の近所の方に迷惑がかからないような形で進めていく予定でございますので、その引き継ぎに関しては十分に注意してまいりたいと考えているところでございます。

○事務局次長 今回、部長職、生涯学習推進担当部長職がなくなるということで、青少年関係の幾つかの事業の区長部局への移管がありますが、これまでも連携をとりながら密にやってきたところなのですが、部長職が一つになるということで齟齬がないように、連携をとりながら、学校教育、社会教育が一体になって進めていくつもりでございますので、よろしくお願いたします。

○高森委員 台東区の場合、恐らく区長も教育については非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、遺漏なくスムーズに移行ができるかと思えます。一番心配なのは、現場の方々ですね。学校やPTAなど、そのような方たちにトラブルが起きないように円滑に運営していただければと思えます。よろしくお願いたします。

○垣内委員長 ほかにございせんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。本案については原案どおり決定したいと思えます。これにご異議ございせんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございせんので、第18号議案、第19号議案、第20号議案、第25号

議案、及び第28号議案については原案どおり決定いたしました。

第21号議案

○垣内委員長 次に、第21号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第21号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案は、教育支援館研修支援専門員及びスクールソーシャルワーカーを新設することによりまして、また、組織改正を行うことに伴いまして規定の整備を図るために、ご協議をお願いするものでございます。

恐れ入ります。議案の新旧対照表をご覧ください。

まず、現行の別表に今回新設いたします教育支援館研修支援専門員及びスクールソーシャルワーカーの項目を追加いたします。

次に、組織改正に伴いまして、青少年委員につきましては区長部局に移管されますので、この別表からは削除いたします。

次に、特別支援教育支援員の日額を現行の7,000円から7,070円に引き上げさせていただきます。

この規則につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

第21号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第22号議案、第26号議案、第27号議案

○垣内委員長 次に、第22号議案を議題といたします。

なお、関連する第26号議案、及び第27号議案についても、一括して議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第22号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、第26号議案、及び第27号議案について関連する議案であることから、一括してご説明申し上げます。

順番が前後しますが、まず、第26号議案、27号議案についてご説明いたします。

本議案は、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員法第15条の2、第2項に規定する標準的な職、及び職務標準遂行能力に関し、幼稚園教育職員に関する必要な事項を定める必要があるため、制定するものでございます。

まず、背景についてご説明いたします。これまで特別区の幼稚園教育職員の標準的な職の構成、及び標準的な職務の内容については、台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則において、級別標準職務表により規定されておりました。今回の地方公務員法の改正では、自治体ごとに給与条例で等級別基準職務表を定め、さらにこの等級別基準職務表には、職員の職務を給料表の等級ごとに分類する際の基準となるべき職務の内容を定めることとされています。

これらを受け、今回、特別区の幼稚園教育職員に関して、まずこの給与条例の前提となる職制上の段階の標準的な職の設定、また、その職に対する標準職務遂行能力についての規程を定めることとなりました。

第26号議案の東京都台東区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程をご覧ください。

1枚恐縮ですがおめくりいただきたいと思っております。

3ページ目をご覧ください。先ほどの趣旨に基づき、別表2、標準的な職制上の段階を定めるものでございます。

続きまして、第27号議案の台東区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程でございます。これは先ほどの第26号議案で定めた標準的な職に応じ、どのような職務遂行能力を求めるかについて定めたものです。

こちらの1枚をおめくりいただきたいと思っております。

3ページ目から4ページ目にかけて、それぞれの職に対しどのような能力を求めるかについて、表で表しております。例えば、4ページ目にある主任教諭と教諭の標準職務遂行能力を比較いたしますと、(1)保育教育指導の項目においては、主任は「特に高度の知識又は経験、技能を活用し」とありますが、教諭については「知識・技能を活用し」となっております。これは主任については、保育教育に教諭よりも高度の知識やこれまでの経験の活用など、高いレベルを求めていることを表しています。今後はこの職務遂行能力を基準とし、勤務評定項目に反映させていくこととなります。

本規程は、地方公務員法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行するものです。

次に番号が戻りまして、第22号議案の台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、規程の整備を図るため、所要の整理行うものです。

それでは改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第3条につきましては、第26号議案、27号議案と同様に地方公務員法の改正に伴い、これまで本規則において定めていた基準となるべき職務の内容を、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例、第6条において定めることとなったため、本規則から削除するものでございます。

次の第15条につきましては、同条例第7条第5項により、職員の降給について定められたことに伴い、降格と降給とが同一に行われる場合の号給について定めるものです。

本規則は、同条例の施行日に合わせ平成28年4月1日から施行するものです。

以上、本議案3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 例えば、27号議案の別表にあります表現は、基本的な人事委員会の例示に倣っていると思ってよろしいですか。

○指導課長 はい。そのとおりでございます。

○垣内委員長 第27号議案の一番最後のページ、主任教諭か教諭かという差は、「特に高度な」というところだと思いますが、これのご判断というのはどういう形で行うのか。また、それを関係の方々が教諭の方々に知って、教諭の方々その他の方々に知っていただくということも必要になるかと思うのですが、その運用の仕方というのは何か定まったものがございませんでしょうか。

○指導課長 主任教諭につきましては、OJTの観点からも、いわゆる園内における人材育成も担う立場として位置づけられております。また、勤務評定等につきましては、日常の園長の職務実績記録に基づき、これらの要件を満たしているか、ということで業績評価等が行われているところでございます。

○垣内委員長 これまでとあまり変わらないと考えてよろしいのでしょうか。今までのものをこのような形で明確化したという理解でよろしいのでしょうか。

○指導課長 はい。そのとおりでございます。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第22号議案、第26号議案、及び第27号議案については原案どおり決定いたしました。

第23号議案

○垣内委員長 次に、第23号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第23号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案の提案理由は、行政不服審査法の改正に伴い規定の整備を図るため、提出するものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表の2枚目以降をご覧いただきたいと思います。

一時差止処分書という様式についての改正になります。現行と改正案の二つの様式を表してございます。行政不服審査法の改正に伴いまして、審査請求期間がより幅広くなっております。それから、文言の整理なども行っておりますので、現行と改正案についての様式の変更をするものでございます。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

なお、施行日は平成28年4月1日からでございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

第23号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第24号議案

○垣内委員長 次に、第24号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第24号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本件は、教育委員会事務局の組織改正及び行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

条例第3条に定めるセンターの所長について、教育委員会事務局生涯学習課長をもって充てることを定めるものでございます。また、行政不服審査法が改正され、審査請求期間が60日から3カ月に延長されたところから、第7号様式、使用取消・制限・停止通知書の中の審査請求期間を改めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第7号様式をご覧いただきたいと思います。

またもとにお戻りいただきまして、付則をご覧いただきまして、施行期日でございますが、平成28年4月1日でございます。

第24号議案のご説明は以上でございます。つきましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

第24号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第29号議案

○垣内委員長 次に、第29号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第29号議案、旅館業営業許可（浅草1丁目）に関する教育委員会の意見聴取について、ご説明させていただきます。

議案の3ページ目に保健所長からの照会文書がございますので、ご覧いただきたいと存じます。

申請地が台東区浅草1丁目29番9号でございます。申請者が有限会社秋広牧場でございます。申請者の名称が牧場ということになってございますけれども、この会社の千葉県八千代市に所在があるところがございます。会社の前身が牧場を営んでおりました。牛乳の製造販売などを行っていたという経緯がございます。そのなごりでこの秋広牧場という名称を使っているというものでございます。

営業種別及び名称でございますけれども、簡易宿所営業で名称が（仮称）浅草ホテル計画でございます。

申請の種別は、新規になります。

今回の意見照会で該当いたします教育関係施設といたしましては、私立の浅草寺幼稚園、こちらが申請地から北の方角に約110メートル以内のところがございますので、保健所からの意見照会の対象となっております。当該建物から幼稚園は見通せない状況でございます。

資料4ページ目の地図をご覧ください。

中央の囲いで斜線になってる部分が申請地でございます。右上方に浅草寺幼稚園がございます。以降、各階平面図、立面図、資料の最後には浅草寺幼稚園の園長からの意見を資料として添付してございます。簡易宿所ということで、各階に2段ベッドを設けるといような形になってございます。

浅草寺幼稚園の園長からの意見といたしましては、本園の近くに新たな旅館業が開業することについては望ましいことではないが、申請者が本園及び周辺地域の活動に協力し、

本園の教育環境にも十分な配慮をするならばやむを得ないものとする。また、申請者には宿泊客に対しても子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたいという回答をいただいております。

これを踏まえまして、教育委員会といたしましては、議案の裏面になります意見案のところでございますけれども、浅草寺幼稚園の園長の意見を踏まえまして、この意見案を回答いたしたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

最近、このような計画が随分多く見られるようになったと思いますが、新しい旅館ができることに対して、規制をかけることが難しいことはよく理解しておりますが、2段ベッドが並ぶ簡易宿所ということで、どのようなお客さんを想定されているのか。これからオリンピック・パラリンピックもありますので、どちらかというと比較的安価に宿泊できる宿を求めたいというお客さんたちをターゲットにするのだろうという感じがいたしますが、こういった方々とその周辺とがうまく連携をとるためのお考えなどについては聞いていらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 委員長がおっしゃいますとおり、最近、教育委員会に簡易宿所に関する意見の聴取が数多く出てきております。保健所を通じて、この事業者にリサーチをした顧客の想定につきましては、ただいま委員長がおっしゃったような外国の方々を主に想定しているというところでございます。

ただ、民泊ですとか簡易宿所に関しましては、周辺地域の方々の平穏な暮らしを阻害するような要素も含まれる、それから、マナーの問題ですとか、生活文化の違いなどといったことが、その地域の中にきちんと取り込まれて、地域の方々と円滑な関係を築いていけるかどうかということが、心配をされているところでございます。

実は、この28年第1回定例会の中でも、こういったことに限りませんが、いわゆる規制緩和によりまして、台東区地域の平穏な生活環境が乱されることがないように、台東区としてのクオリティを担保するため、台東区としての考え方を強く打ち出していくべきではないかというようなご意見もございました。そういったことも踏まえまして、当教育委員会といたしましては、保健所長のほうにも十分そういったことに関する注意喚起を申請者のほうにも伝えてほしいということは要請してございます。

ただ、現行の旅館業法の規定の中では、こういったタイプのもは形式が満たされているということであれば、営業の停止をすることが困難でございますので、区としてできるだけそのような要請を強く保健所を通じて申請者のほうに教育委員会としても、今後も働きかけていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○垣内委員長 一概に悪いことでは全然なくて、いろいろな国の方がいらっしゃって、うまく体験していただくということも重要なことだと思っておりますが、あわせてその円滑な

関係を築くための働きかけも、今後も引き続きしていただいて、何か問題があるのであれば、それをフィードバックしていただくというような努力を続けていただければと思います。

ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

第29号議案については、原案どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第30号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア、(3) 指導課 カ

○垣内委員長 次に、第30号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告。報告事項、庶務課のア及び指導課のカについても一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それではまず、第30号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について、ご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

恐れ入ります。議案の裏面以降をご覧いただきたいと思ひます。

こちらのほうは、係長級以上の転出・転入に関するものでございます。

まず、採用・昇任・転入・内転に関する異動につきまして、全部で34人の採用・昇任・転入・内転についての異動がございました。

それから、議案の最後のページになりますけれども、転出につきましては10人、それから退職につきましては5人の方が異動ということになってございます。

続きまして、庶務課の報告事項アでございます。平成28年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事についてでございます。

こちらのほうは、一般の転入・転出についてのものでございます。採用・昇任・転入・内転というところが全部で79人の関する異動になってございます。転出につきましては、主任・主事・一般合わせまして26人でございます。

それから、最後のページになりますが、退職については13人、それから再任用につきまして17人、再雇用について1人という異動の内容になってございます。

庶務課からは以上でございます。

○垣内委員長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 資料10をご覧ください。

平成28年4月1日付、教職員人事異動状況についてご報告いたします。

1枚目につきましては、校（園）長・副校（園）長、指導主事、4級職、主任教諭、教員、事務職員、栄養士ということで、全体的な総括の数目について決めさせていただいております。

資料1枚おめくりください。校（園）長の異動につきましては、この一覧のとおりとなっております。項番3にご退職される校（園）長先生方について表記させていただいております。また項番1、再任用の3名の校長先生につきましては、28年度につきましても引き続き現任校での配置となります。

また、大正小学校、東浅草小学校の後任の校長につきましては、2名とも昇任の校長となっております。

資料をもう1枚おめくりください。今の裏面になりますが、副校（園）長の異動等については、こちらの一覧のとおりとなっております。ご退職される副校（園）長につきましては、項番3のとおりでございます。また、項番2に転出される副校（園）長について載せさせていただいております。

また項番1、谷中小学校、石浜小学校、柏葉中学校の3校におきましては、昇任、もしくは転入の副校長となっております。

続きまして、右のページをご覧ください。教育委員会指導主事につきましては、統括指導主事1名、指導主事2名が転出、転入となっております。

私からは以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明及び報告について何かご質問はございませんか。

教職員の異動状況ですが、例年に比べて何か特筆するようなことはございますか。

○指導課長 昨年度の数目との比較で、まず4級職、主幹指導教諭についての自校昇任の数はほぼ同数となっております。

また、昨年度と比較して特徴的なところは、外から転入してくる職員については、昨年度24名でしたが、今年度は16名と、若干減少の傾向です。また新規採用教諭につきましては、3月31日現在ですが、本年度が28名、昨年度が31名ということですので、ほぼ同数の傾向となっております。

以上でございます。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

第30号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定しました。
また報告事項の庶務課のア及び指導課のカについても報告どおり了承願います。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○垣内委員長 それでは、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のアについて学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 退任学校医に対する感謝状の贈呈についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本件は、本日付で退任される学校医に対しまして、感謝状を贈呈することについてご協議をお願いするものでございます。項番1、贈呈理由は、園児児童の健康管理に尽くした功績によるもので、感謝状の被贈呈者は項番2のとおり、根岸小内科校医の柿本圭子先生。金竜小学校薬剤師の森田昌弘先生の2名でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、感謝状の贈呈についてご決定賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 生涯学習課 イウエ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のイからエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区区民合唱団が実施いたします台東区区民合唱団創立35周年記念演奏会に対する教育委員会の後援につきましてご説明いたします。資料は2をご覧ください。

台東区区民合唱団は、昭和56年より35年間にわたり、台東第九公演、下町で第九をはじめとした演奏活動を行い、本区の文化及び芸術の振興に寄与している団体でございます。今回の事業は本年6月5日に合唱団の創立35周年を記念して、東京文化会館にて演奏会を行うことにより、一層の技術の向上を図り合唱の普及発展の一助とするものでございます。

区民の生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきまして、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、台東区文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。資料は3でございます。

台東区文化財保護審議会委員の任期は2年であり、本日3月31日で満了となりますところから提出をするものでございます。今期も深いご見識で台東区の文化財についてご審議をいただきました。各委員から再任に関して、ご了承を得られておりますので、記載した委員の名簿のとおり、引き続き審議会委員を委嘱するものでございます。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成28年・29年度台東区社会教育委員候補者の名簿の提出についてでございます。資料4をご覧ください。

現台東区社会教育委員は、平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、次期委員の委嘱のため、候補者名簿を提出するものでございます。

資料の別紙をご覧くださいと思います。まず、社会教育関係者といたしまして、台東区社会教育団体協議会から文化関係より1名、体育関係より1名をご推薦をいただきました。続きまして、学識経験者でございますが、文教大学名誉教授の平沢先生をはじめ、家庭教育に造詣の深い峯岸由美子様、それから池尾清美様などがございます。また新たに、インターネット活用した情報提供や組織化のネットワークについてご研究をされている、郡谷寿英様をお迎えする予定でございます。また、学校教育関係者からは、台東区立の小中学校長会、中学校長会から各1名ずつのご推薦をいただき、また高校につきましては、区内にあります都立高校の校長先生方にご協議の上、上野高校の学校長先生をご推薦をいただいております。

28年度・29年度の台東区社会教育委員候補者につきましては、以上のとおりでございます。

つきましては、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、生涯学習課のイについて何かご質問はございませんか。

大変重要なことだと思います。個人的な感想を述べさせていただくと、この東京文化会館の大ホールは、古いですが音響も良いところですので、こういったところで記念演奏会をされるというのは、やっぴらっしゃる方にも良い記念になりますし、次の活動につなげようというインセンティブになると同時に、聞く方にも大変響きの良いホールですので、いいものを提供できるかと思っておりますので、非常に有意義な後援名義になるかと思っております。

他にご意見ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、協議事項、生涯学習課のウについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 文化財保護審会の委員さんの構成については、これまでもこのようなメンバーをお願いをしております、大変充実したいいご議論があったと思いますが、この中で特に分野的にさらに加えたいというような、そういったご要望は委員さん、あるいは事務局のほうでありますか。

○生涯学習課長 教育長がおっしゃったように、現在、台東区の文化全体を見回した専門のご審議をいただいていると思いますし、それぞれに専門の方に入っているかと思っています。

ただ、これからさらにとということであれば、よくこういった審議会では、ご専門以外の先生から専門以外の部分についてのご発言がなく審議が進んでいくと聞いております。ただ、台東区の場合は、例えば風俗のところであっても、歴史の方がそのお立場でご意見を述べられるということ。それから美術のところであっても、歴史的なものであったり風俗的なものであったり、まさにご審議がされております。

ここに書かれている専門の分野は、分野となっておりますが、実はそれぞれの先生方はここに限らず、深い文化財全般を見渡したご見識をお持ちですので、さらに加えるとすれば、生物であるとか、動物であるというようなところになるでしょうか。国や都の動きを見ましても、そう活発な部分ではありませんが、そういったことも考える余地はあるかと思っています。

ただ、その部分についてお聞きした場合にも、多分それぞれの先生はこれまでのご経験の中で、かなり専門的なお知恵を持っていると思いますので、さらに進めるために先生方とご相談をしながら、もし不足のところがありましたら、これから新たに加えるということも今後のお話としてあるのかと思います。それぞれにご立派な方々なので、私なども審議会を聞いていて面白いといえますか、楽しいといえますか、幅広いご審議をされているので、尊敬ができる先生方でいらっしゃいます。

○和田教育長 審議会の委員の先生方は、十分いろいろなご議論をされていると思いますが、事案によっては審議のために外部の方の招聘をお願いをされるとか、そういうことも制度的にはあり得ますか。

○生涯学習課長 制度的には可能でございます。

○和田教育長 先だって、予算特別委員会の中で天然記念物についてのご意見が議会からありましたけれども、そのような場合についても、特別に招聘して専門家の方のご意見を聞くことも可能ということで、それは大丈夫ですね。

○生涯学習課長 申し上げたように、それぞれの方のご見識が深いので、足りるかもしれませんが、不足ということがあれば、教育長がおっしゃられたような方向で、それを補うということも可能かと思っています。

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のイからエについては協議どおり決定いたしたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 イウ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のイ及びウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは庶務課のイ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

2月分の区長への手紙でございます。児童保育課の取扱分が3件ございます。1件が、保育園の園児の散歩のときの安全確保に関するものが1件。それから待機児童に関するものが2件ございました。質問の要旨と回答につきましては、資料のとおりでございます。ご参照いただければと存じます。

次に中央図書館の取扱分が2件でございます。1件が職員の服装に関するもの。もう1件が図書館の読書環境に関するものでございます。要旨と回答につきましては資料のとおりでございます。

次に、後援名義の使用についてでございます。資料7をご覧ください。いずれも従来からの継続分でございます。庶務課の取扱分が2件でございます。

1件目が、申請者が台東区の芸術文化財団、事業名が「Concert For KIDS 0才からのクラシック」でございます。もう1件が、申請者が日本児童・青少年演劇劇団協同組合によるものでございます。事業名が「2016年第44回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」でございます。

次に生涯学習課の取扱分が2件でございます。

1件目の申請者でございますが、一般社団法人遊心でございます。事業名が「親子自然遊び講座2016～遊キッズ・遊フェアリー・遊プレキッズ～」というものでございます。2件目が、ランチタイムコンサート、申請者が学校法人上野学園でございます。事業内容、実施場所等については、資料のとおりでございます。

以上2点の報告につきまして、よろしくお願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 既に回答をしているのですか。

○児童保育課長 児童保育課取扱分の3件につきましては、回答を欲しいということでございましたので、資料のような内容で回答をさし上げたところでございます。

○中央図書館長 中央図書館取扱分2件につきましても、回答を送らせていただいております。

ます。

○樋口委員 どうしてエプロンをしたまま対応してはいけないのかと私は思います。このようなケースでは、やはり真意を言わないといけない。何かあったらこちらが対応するというのは、こちらとしてもやりきれないのではないかと思います。わざわざエプロンをして業務をしたわけではないくて、本の整理作業などを行っている中での貸出業務ですから、これは仕事上やむを得ない話だと思います。これはあまりにも受け入れ過ぎではないかという感じがしますが、どうでしょう。

○中央図書館長 いただいた区長への手紙についてですが、実ははがきで送られてきたので大変に短い文面で、なかなか細かな真意までは酌み取りづらいところがありました。図書館の職員がエプロンをして作業をしている姿は、ご覧になったことがあろうかと思いますが、一つは閉架と開架を行き来をしますので、大量の書籍を運ぶような場合があります。そのため服が汚れないようにという意味があります。それからもう一つは、本を保護する側面から考えますと、ボタンのついた服だと逆に書籍や資料を傷つけてしまうことがあるので、エプロンを着用して業務に当たらせていただいているというのが現状でございます。

ご指摘は、お客様と対するときには、エプロンは若干部屋着的な印象を持たれているようで、取り外すのが当たり前ではないかというようなご指摘を頂戴したところでございます。そのことについては、確かに接客という観点から考えると、なるほどと思うところがありましたので、バックヤードとのやりとりと、それからカウンター業務というのを分ける形で、カウンターに従事するときについてはエプロンを外して接客に当たるようにしましょうということで、図書館の中で取り決めをしたところでございます。

○樋口委員 そんなことをすると大変ですので、図書館の制服としてエプロンをするのはどうでしょうか。台東区ライブラリーと書いてあるエプロンであれば「これは制服なんですよ」と言えるのではないのでしょうか。「本を傷めないためにこれが必要なんですよ」と言えるようにしたほうが私はいいと思う。普通のホテルのカウンターで、業務として心地よく空間を利用するために料金をもらうのとはわけが違って、要は本の貸し出しですので、このご指摘については、しっかりと説明をしてご理解をいただけるようにすればいいのではないかと、私は思います。

○生涯学習推進担当部長 中央図書館のカウンター業務というのは、若干入り組んでおりまして、エプロンを着用している職員というのは、イレギュラーと言いますか、通常カウンター業務は外部委託をしているのですが、委託業者の人たちはみんなユニホームを着ています。その方たちはたくさんフロアにいて、カウンターに出ています。エプロンをしていません、ユニホームを着ているので、それが図書館の制服のようになっているので、エプロンを着用していないのは当然なんです。一方で、司書の方々はエプロンをして業務をしています。司書の方々が図書の管理等をしてくれているわけですが、普段から本の出し入れをするときにエプロンをしながら作業をしているので、時々カウンターが手薄の時に

必要に応じて手伝いに行くことがあるのですが、エプロンをしたまま対応することがあるのです。このはがきの方は、頻繁に図書館を利用されている方で、その辺の事情もよく知っていて、司書の方は作業をしているときには構わないけれども、カウンターに来たときには同じ格好で対応するのはおかしいだろうと、そのようなご意見をおっしゃっているわけですね。

図書館のカウンター業務は、いろいろ入り組んでいる事情がありますが、区民の方に不快と思われるのであれば今後はやめましょう、というような形にするのは別に問題ありませんので、このような回答させていただいたところでございます。ご理解いただければと思います。

○**垣内委員長** その司書の方も納得されているのでしょうか。

○**生涯学習推進担当部長** いろいろ議論はありましたが、接客をするときはそうしましょうということなので納得いただいております。

○**垣内委員長** 効率性を重んじるのか、それとも対外的な接遇のサービス向上に努めるのか、なかなか難しいところはあるかと思いますが、ここは現場にお任せするという事にならざるを得ないのかなと思います。ただ、エプロンをしたまま対応するのがどうかというのは、個人差があるかと思いますが、できればそういうコスチュームみたいなものがあるといいのかもしれないですね。

○**生涯学習推進担当部長** 台東区の職員の場合、昔は制服がありました。事務服みたいなものですが、それをやめて、私服でもきちんと接客できるようにしましょうということになり、現在のような形になっております。庁舎には様々な窓口があって、1階には戸籍がありますが、いろんなご意見をいただいております。服装が派手ではないかなど、いろいろあるので、やはり区民の方々に、あまりそういった不快な思いをしないような、きちんとした服装をしましょうというのが、人事管理上の方針になっております。制服というものが、司書さんの場合も非常勤職員ですから、制服がないんですね。ただ、作業着はありますので、ユニホーム自体がないものから。

○**垣内委員長** 作業着は支給されている。

○**中央図書館長** 汚れたりしますので、支給されています。

○**高森委員** 過去にもこのような形で、区長への手紙について教育委員会でオン・テーブルされたことがありますか。そうであれば、相当蓄積があると思うのです。中には同じような質問が繰り返されることもあると思います。

こういった質問の内容、あるいはそれに対する回答内容というのは、どこかでオープンにされているのでしょうか。

○**生涯学習推進担当部長** 広報広聴の一環ですので、広報課の所管になります。広聴と言っておりますが、ここに区長への手紙が、はがきやメールで来ます。

ホームページに区民の声という欄がありまして、その中で全部ではないですが、幾つか、このような区民の方々から意見があつて、このように回答をしましたというのが載ってい

ます。

○高森委員　そこで取捨されるものがあるわけですね。

○生涯学習推進担当部長　全部載せるのは大変な部分がありますので。

○高森委員　そうしますと、私の意見は採用されなかったというようなイメージを持たれる方もいるような気がするのですが。

○生涯学習推進担当部長　基本的にお名前、住所等が書いてあれば、必ず区長への手紙はお返事をしますので、電話連絡して、それで足りないようであれば、個人的に対応しています。

○垣内委員長　よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長　では次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんでしょうか。

児童・青少年演劇劇団協同組合の演劇フェスティバルについてですが、これは継続案件でしたね。実施の場所というのは、いつも渋谷なのでしょう。それとも持ち回りのような形になっているのでしょうか。

○庶務課長　今年の会場も、渋谷のスペース・ゼロとブークの人形劇場が主なものでございました。これは主な場所を書いてございますけれども、23区内の複数の場所を会場として20日間開催しているものでございます。

○垣内委員長　台東区内はありますか。

○庶務課長　台東区内についてはございません。

○垣内委員長　これは児童・青少年ということなので、義務教育世代から若者まで幅広く対象になるかと思いますが、この台東区の児童が渋谷区まで行くのは、大したことはないとは思いますが、もし見に行く場合は、最寄りの場所というのはいかなる辺になりますでしょうか。

○庶務課長　やはりここにも書いてございますように、渋谷区のブークの人形劇場が、台東区から行くのであれば一番便利だと、申請者のほうからはご案内をいただいているところでございます。

申請者は23区の全ての教育委員会に後援をお願いしている状況もありますので難しいのかもしれませんが、できるだけ台東区に近い会場、あるいは台東区内の会場でやっていただけるようにしていただきたいと、そのようなお願いは昨年の実施の際に、させていただいたところでございます。

ちなみに、台東区のお子さんたちがどの程度参加しているのかということについては、報告をしてほしいということも昨年来からお願いをしているところでございますので、実績報告の際には、その辺の数値も教えていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○垣内委員長　内容もいいですし、事柄も感情も非常に重要なことだと思いますけれども、どのようにして台東区の子供たちに参加してもらおうのか気になったものですから、質問を

させていただきました。ぜひそのような働きかけを継続していただければと思います。
質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のイ及びウについては、報告どおり了承願います。

(2) 児童保育課 エオ

○垣内委員長 次に、児童保育課のエ及びオについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料8、行政不服審査法等の改正に伴う区規則の改正についてをご覧ください。

児童保育課で所管をしております事業の多くが、区規則に基づいて行っております。このことにつきましては、前回の教育委員会でもございましたが、行政不服審査制度の見直しに伴いまして、教示文の一部文言を修正する必要がございました。そのために、項番2に規定しております五つの区規則につきまして、該当する処分にかかる様式中の審査制度に関する教示文を見直したというものでございます。いずれにつきましても、法の施行日と同じ4月1日からの施行日ということで、区のほうで規則を改正いたしましたので、それについて報告をしたものでございます。

資料8については以上でございます。

続きまして、資料9をご覧ください。こどもクラブの定員拡大についてでございます。

項番1をご覧ください。平成28年4月の入会申請を現在受け付け、内定通知を出したところでございます。これにつきまして、特に申請規模が多かったこどもクラブにつきまして、申請者をできる限り多く受け入れるため、当該こどもクラブの保育室にまだ面積的な余裕があるクラブにつきましては、旧定員にかわりました新定員ということで5名ないし10名の定員拡大を行うものでございます。

これに伴いまして、項番2、例規の改正につきましては、先ほど資料8にありましたこどもクラブの条例施行規則について、別表第1を改正いたしました。

裏面をご覧ください。改正案のとおり三つのこどもクラブについて定員を改めたものでございます。

表面にお戻りください。こちらの定員につきましても4月1日からこの定員枠で行うということでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、児童保育課のオについて何か質問はございませんか。

定員を拡大することによって、入会申請のかなりの部分を救済することができるという

か、受け入れることができるようになるのでしょうか。

○**児童保育課長** やはり地域的な偏在がまだございまして、通われている学校のそばにある、通える範囲のこどもクラブに入れたい児童というのがやはり発生しております。今回、定員の余裕のあるこの三つのこどもクラブについては、その周辺にいらっしゃる小学校について、特に低学年については希望どおり入会ができていますのかなと考えてございます。

この希望につきましては、あくまでも第二希望までとってございますので、その第二希望の範囲内でできる限り入園をしていただいたところでございます。見込みとしましては、27年4月の段階での待機児童数52でございましたが、これを下回ると考えてございます。

○**高森委員** こどもクラブの面積比に対する占有率というか、子供1人当たり何平米ぐらいになってしまうのか。もっとも全員が一時にその場所にいるとは限らないと思いますし、また子供たち、それも低学年が主になることでしょうか、それほど心配はないのでしょうか、概ね1人当たりどの程度の占有面積になるのでしょうか。

○**児童保育課長** 27年度については、新制度の下で1人当たりの面積の基準がございまして。この基準に沿いまして、今まで定員に対して、面積というよりも自由に動ける範囲ということも考えて、それぞれの特性を持って定員を定めていたところでございますが、面積という基準に基づいて、定員の拡大を27年度はさせていただきました。

ただ、そうであっても、面積と人の人数というところで運営をしておりました関係で、人数的な部分で制限をかけていたといいますか、定員を拡大しなかったクラブも若干ございました。今回はその部分を運営事業者と協議をさせていただいて、できる限り希望の方をお受けするというところで定員を拡大したところでございます。

面積の基準としては、児童1人当たり1.65平米という形になります。活動の内容によって、例えば公園ですとか近隣の小学校の校庭、体育館といったものも貸し出しをいただくこととなりますので、このような形でお子さんの活動、保育スペースを確保していきたいと考えてございます。

○**垣内委員長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、児童保育課のエ及びオについては報告どおりご了承願います。

3 その他

○**垣内委員長** そのほか、何かございますか。

○**高森委員** 今月上旬のことですが、区立学校園のPTA会長を歴任された地域の方からのご意見が私のところへございました。

主な内容は、2点あるのですが、1点目は、大規模災害時の防災マニュアルの見直しとその周知の徹底についてです。2点目は、各学校での交通安全指導の徹底と危険マップの把握について。3点目は、子供たちの犯罪被害防止対策について。この大きく三つのことについてお伺いしたいと思います。

まず1点目の大規模災害時の防災マニュアルの件ですが、東日本大震災発生から5年が経ちますが、その後、定期的に区内の各学校ごとの危機管理マニュアルの見直しがされているのかどうか。また、保護者や児童・生徒への周知徹底については、情報発信の方法はどのようになっているのか。災害マニュアルの概要版などの配付がなされているのかどうか。そのあたりのことを伺いたいというのが1点目です。

2点目の、交通安全指導の件ですが、3月8日に入谷交差点でひき逃げ事故、同12日に今戸での大型観光バスによる小学校1年生児童の死亡事故がありましたけれども、これは他区の小学校の在籍児童のようでしたが、教育委員会として通学路における区内の事故多発地域を把握されているかどうか。区内全体の交通事故の実態を毎年調査をして、通学路の安全確保を優先に、子供たちの生活圏についても広範囲にわたって対策を練ってほしいということです。あわせて、学校側からも児童・生徒の通学路・活動範囲での危機管理、意識の啓発、それから交通指導の徹底を希望されていらっしゃいました。

それから、新年度、この4月から通学路が変更になる学校が幾つかございますね。忍岡中学校、それからこの夏以降になると思いますが、蔵前小学校。こういった全児童・生徒への配慮も必要ではないかということです。

3点目ですけれども、犯罪被害防止対策についてということで、昨今のメディアでの報道などにもございますが、さまざまな社会不安の要因となっていて、体感治安が非常に悪化をしているということがございます。子供が被害者にも加害者にもならないような対策が必要ではないかと思えます。

犯罪の轍から抜け出せない再犯者の率については、改善がなかなか進まないというところでは、犯罪や非行の未然防止や立ち直りを支える保護観察や更生保護活動というのも非常に重要になってくると思えます。教育委員会として、そのような活動との連携はどのようにとられているのか。個人情報観点で非常に困難な部分もあるとは思いますが、これからの時代は教育委員会としても、また警察や保護司会などと情報を共有する必要があるのではないか。

そのあたりのところで、もし教育委員会として何か、今進めていらっしゃるものがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○庶務課長 まず1点目の防災マニュアルの点でございます。今現在、教育委員会におきましては、平成22年のときに作成をいたしました学校危機管理対応マニュアルというようなものをベースに、その上でさらにその都度いろいろな危機管理に関する事象が生じたり、あるいは予想されるというような場合には、個々個別に注意喚起ですとか、対応の方法などを各校園にお示しをしてきたところでございます。

先般の予算特別委員会の総括質問でも、これと同様のご質問が出たところでございます。そういったことも踏まえまして、今、新しい危機といいますか、例えば先般大正小学校で爆破予告の電話が入った。それから、インターネット上の書き込みがあるですとか、あるいは津波等に対する対応ですとか、新たな危機というものが生じてございますので、そう

いったものに対する対応ということも含めて、体系的に、今、危機管理マニュアルというものを庶務課と指導課のほうで連携して、新たなものを今検討しているところでございます。ですので、今しばらくお時間をいただいて、各校園に新たなマニュアルをお示しいたと、そのように考えているところでございます。

○学務課長 通学路の件でお答えをさせていただきます。まず、通学路の状況で、委員からご指摘のありました、まず入谷の交差点、こちらは大正小学校の学区でございまして、昭和通りを横断するのは交差点南側の歩道橋を利用させております。それから、言問通りの横断は東側の横断歩道のみを指定をさせていただいている状況でございます。

また、先日死亡事故のあった交差点につきましては、富士小学校の学区域に当たります。交差点の南側の横断歩道で橋場通りを横断するという通学路が指定されております。この通学路の設定に当たりましては、当然交通量ですとか、歩道の設置状況等を勘案して、学校、警察、それから教育委員会で実地を調査した上で、所轄警察署の意見を聞いて、それで決定をしているという状況でございます。

委員からご指摘のありましたとおり、事故多発地区の把握でございますが、警視庁のホームページに交通事故の発生マップというのがございまして、ここで詳細な発生箇所が示されております。これまで教育委員会としては先日の事故のような重大事故が起きた場合に、通学路であるかどうかの確認等は行っておりますけれども、これまではこうしたマップ等の突合はやっていなかったというところではございます。

また総合的な対策としては、24年度に警察、それから交通管理者、道路管理者、学校、それから教育委員会による緊急合同点検、こちらを行っております、その時点で判明した必要な対応策については概ね完了はしております。

先ほど申しあげました警視庁のマップ、こちらの活用ですとか、現在でもやはり地域の方、あるいは学校等から通学路上の要望とか、そういうことをお聞きした場合は、通学路の変更ですとか、あとは路側帯の緑色に塗るカラー舗装化、そういった対応もとっております、今後もそうした情報を活用しながら、通学路については適正に安全に使えるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○指導課長 あわせて、今の2点目についての補足ですが、学校では年間が2単位から3単位程度の期間で実地指導ということを行っております。例えば、低学年であれば学校の周りの横断歩道の渡り方であるとか、各学校の個別具体的に道路等の状況に応じてこの実地指導についても充実を図ってまいりたいと考えております。

あと3点目の子供たちの犯罪被害防止対策についてですが、これは現在、年間5回、幼小中の生活指導主任を集めた生活指導主任連絡会を行っております。この5回のうち、3回を学校警察連絡会という位置づけを行い、この3回については区内の4警察が必ず参加していただき、犯罪の傾向や特徴、また警察からの情報を入手する情報交換の機会としております。あわせて、中学校については非行等も問題になる発達段階でもありますので、毎月実

施する中学校の生活指導主任会に先ほど同様、4警察に参加していただき、情報交換を行っております。

またあわせて、個別具体の事案が発生した場合には、子ども家庭支援センター等が随時開催する関係者会議におきまして、場合によっては警察等も関与しながら、関係者の情報交換を行っているところでございます。

以上です。

○高森委員 ありがとうございます。私のほうへご意見を寄せられた方は、非常に危機意識を持っていらっしゃるって、そういった意味では子供たちのことを常に気にかけてくださっているという、非常に貴重なご意見でいただきました。今、お三方から伺って、台東区教育委員会としてはしっかりと警察とも連携を取りながら進めていただいているということで安心をいたしました。引き続きよろしく申し上げます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、最後にご退職、人事異動で教育委員会をお出になられる方からご挨拶をいただきたいと思えます。

(挨拶)

○垣内委員長 ご退職、そして異動の皆様方、これまで本当に大変お世話になりました。ありがとうございました。

4月以降も新しいポストでまた新しい形で教育委員会、そして教育行政に関わっていただき、あるいは支えていただきますことを心からお願い申し上げて、簡単ではございますが、私からのお願いとさせていただきますと思えます。

以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時57分 閉会